

岐阜市旧岐阜養護学校電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市旧岐阜養護学校で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市西改田字川向3番地
- (3) 供給建物 岐阜市旧岐阜養護学校
- (4) 業種及び用途 放課後児童クラブ及び子ども・若者自立支援教室
- (5) 現在の供給者 岐阜電力株式会社

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和5年11月の検針日から令和6年11月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日 毎月10日午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
岐阜市旧岐阜養護学校の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の附帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く。）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力及び最大需要電力の単位はキロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位はキロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。
 - ケ 力率の単位はパーセントとし、小数点以下を四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数を切り捨てる。
- (2) 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。なお、支払い方法は、納付書による入金又は指定口座への振込みでおこなう。

- (3) 毎月の請求書等は岐阜市教育委員会事務局社会・青少年教育課へ書面で送付すること。
なお、ダウンロードも含めWEBでの対応は認めない。
- (4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)		
		その他季	夏季	
令和5年	11月	2,800		
令和5年	12月	3,000		
令和6年	1月	3,900		
令和6年	2月	4,500		
令和6年	3月	3,500		
令和6年	4月	3,200		
令和6年	5月	2,600		
令和6年	6月	3,000		
令和6年	7月			3,900
令和6年	8月			5,800
令和6年	9月		5,400	
令和6年	10月	3,400		
合計		45,000		

- ※ 予定契約電力は、31kWとしている。(実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ※ 予定平均力率は、100%とする。
- ※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間としている。